

国主導による有機フッ素化合物（P F A S）対策を求める意見書

現在、全国各地で有機フッ素化合物（以下、P F A S）による地下水や土壌などの汚染が確認されている。特に暫定指針値を超えるなど、局地的に高濃度の値が検出された地域では、関係自治体や住民の間からその影響を不安視する声が広がっている。

これに対し、国は当該地域における健康調査や土壌調査を自ら実施しないなどP F A S問題を主導的に解決しようとする姿勢が見えない。また、一部のミネラルウォーターから高濃度のP F A Sが検出されているが、どの省庁も主体的かつ網羅的な調査を行っていない状況にある。

P F A S問題は、汚染原因者の特定が困難であり、限られた予算及び技術的問題等から関係自治体が単独で対応することは極めて困難である。環境汚染に関しては水俣病に代表されるように、問題が顕在化した時点で十分かつ適切な対応を行っていれば、被害の拡大防止に資することは歴史が証明しているところである。

よって、本市議会は、国に対し、地域住民の安全と安心を確保するため、早期に次の措置を講ずるよう強く求める。

- 1 関係省庁が一体となって対策を講ずる体制を設け、国が率先して健康調査や土壌調査を実施すること。
- 2 日本全国の地下水や土壌など環境全般におけるP F A Sの影響を把握し、汚染原因の究明と必要な改善策を講ずること。
- 3 ミネラルウォーターに関する網羅的な調査を行い、必要な対策を行うとともに製品ごとの調査結果の公表を行うこと。
- 4 農畜産物及び食品におけるP F A Sの含有実態を調査し、必要な安全対策を講ずること。
- 5 高濃度のP F A Sが検出された自治体に対する環境影響に関する調査及び風評被害を含む各種対策費用に関する財政措置を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年12月23日

内 閣 総 理 大 臣
総 務 大 臣
財 務 大 臣 殿
厚 生 労 働 大 臣
国 土 交 通 大 臣
環 境 大 臣

座間市議会議長 熊 切 和 人